

【重要事項確認書】

ご契約前に本書記載の注意事項を必ずお読みいただき、同意いただけましたら、1枚目の「契約者署名欄」へご署名をお願い致します。※「使用契約申込書」の返送をもって、下記内容に同意したものと致します。

【 契約に関する確認事項 】

➤ 申込キャンセルについて(契約約款第5条)

契約者は、契約成立後、前項の契約期間開始前に本契約を解約する場合には、当社に対しキャンセル料(5,000円税込)を支払うものとします。

➤ 利用料金について(契約約款第7条)

契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関して、以下の各料金(以下総称して「利用料金」という)を当社の指定日までに支払うものとします。

①月額使用料：レンタルボックスの毎月の使用料

②月額管理費：レンタルボックス及び共用部における維持管理費用

③事務手数料：本契約の締結その他事務処理のための手数料(月額使用料の1ヶ月分)

④安心保証パック特約料：当社が別途定める安心保証パック特約が付された契約者について、安心保証パックサービス料金(本契約締結時における当社所定の金額)。

⑤安心保証パックプラス特約料：当社が別途定める安心保証パックプラス特約が付された契約者について、安心保証パックプラスサービス料金(本契約締結時における当社所定の金額)。

⑥室内整備料：安心保証パック特約又は安心保証パックプラス特約が付されていない契約者について、原状回復費用とは別にレンタルボックス内の汚損等の有無及び程度を問わず、専門業者による室内整備(点検、シート張替、クリーニング等)等の対応費となるレンタルボックス整備料(本契約締結時における当社所定の金額)。

⑦更新料：本契約期間が終了し翌年度へ更新する時点で要する手数料(月額使用料の0.5ヶ月分)

⑧その他：前記の料金以外の料金の金額に関しては、使用契約申込書等または当社作成の別途書面等(電磁的方法によるものを含む。)により定める費用

- 2 本条第1項に定める他、当社の判断にて契約者の同意を得た上で、契約者と金銭支払債務の連帯保証会社との間に保証委託契約を締結していただく場合があります。
契約内容及び保証料等の詳細については別途締結する保証委託契約書をご参照ください。

➤ キャンペーンの適用及び終了について(契約約款第25条)

キャンペーンが適用された場合には、利用料金の減額を行うものとします。なお、減額の対象、期間、および減額後の金額は、当社が別途定めるものとします。

次の場合、キャンペーンは終了となります。

・キャンペーン適用期間が満了した場合

・契約期間中に2ヶ月連続で月額使用料、管理費またはその他の支払が遅延した場合(支払金額が満額に満たない場合は、遅延したものとみなします。)

キャンペーンが終了した場合、キャンペーン終了月の翌月以降の月額使用料は、使用契約申込書に記載の金額となります。

➤ 契約の更新について(契約約款第5条)

契約開始日より1年間を契約期間(当月日割りを除く)とし、更新する場合は、**契約期間満了日の翌日を更新日とし、契約者は当社に対し、契約物件の使用料0.5ヶ月分相当額の更新料を支払うものとします。**

以後、解約の申し出のない場合は、当社が相当と認める限り、自動更新とし、借主は1年毎に上記更新料を支払うものとします。

➤ 解約について(契約約款第6条)

契約期間中といえども、契約者または当社はその理由のいかんを問わず、相手方に対し事前に電話又はマイページからのWEB申請で通知を行うことで本契約を解約できるものとします。

この場合、相手方に当該通知が到達した日の翌月末日にて本契約は終了します。ただし、左記期日より後の月を解約希望月とした場合は、当該解約希望月の末日にて本契約は終了します。

また、解約を申し出られた後に解約の手続きを取りやめることはできません。

前2項の解約による解約申し出を受領した場合においても、解約日が本契約の期間終了日以降となった際には、契約者は第7条⑦に記載する更新料を支払うものとします。

➤ 契約の終了について(契約約款第24条)

本契約が、期間満了、期間内解約その他の事由により終了した場合には、**契約者は契約終了日までにレンタルボックス内の収納物を搬出・撤去し、貸与を受けた物を返却のうえで、レンタルボックスを原状(通常損耗の場合を除く)に復して当社に明渡すものとします。**

当社は、契約者から明渡しを受けたレンタルボックスについて、原状回復のための修繕または補修工事が必要であると判断した場合には、必要な修繕を行うものとします。

この場合、**修繕または補修工事に要した費用は契約者の負担となります。**

当社は、契約者が自らレンタルボックスを明け渡したにもかかわらず、**契約者所有の残置物がある場合、当該残置物の搬出、処分その他の必要な措置を講じることができ、契約者は一切異議等を請求できないものとします。**

➤ 契約の解除について(契約約款第23条)

契約者が以下に該当した場合、当社は、事前の催告・通知なく直ちに契約を解除することができます。

- ①当社から送付した口座振替手続書面が契約者に到達(到達したとみなされる場合を含む)後、1ヶ月以内に口座振替手続きが完了しなかった場合
- ②利用料金、その他本契約に基づき契約者が支払うべき金銭の支払いを1ヶ月以上遅延したとき
- ③当社が契約者に対し2週間以上連絡がとれないとき
- ④禁止収納物の収納または禁止事項に違反したとき
- ⑤故意、過失を問わず当社又は第三者に重大な損害を及ぼしたとき
- ⑥破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算等の申し立て又は事実上倒産状態におちいったとき
- ⑦差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の執行、公売処分、銀行取引停止処分又は租税滞納処分を受けたとき
- ⑧当社に対する申告、報告等に虚偽または重要な部分において不正確な表示・必要な記載・資料の省略・誤解を生じさせる方法をしたとき
- ⑨契約者もしくは関係者が反社会的勢力であることが発覚したとき、または反社会的勢力のためにレンタルボックスを使用もしくは反社会的勢力をレンタルボックス設置の建物ないし敷地内に出入りさせたとき
- ⑩契約者または関係者等が、逮捕・起訴・刑事処分等を受けたとき、もしくは捜査機関より捜査を受けたとき
- ⑪その他、法令もしくは公序良俗に違反する場合又は本契約もしくは本サービスに関する利用規則に違反したとき

【 利用に関する確認事項 】

➤ 禁止収納物について(契約約款第13条)

契約者は、契約約款第13条に定める物品類をレンタルボックスに収納することができません。
・収納物の総額（購入価格を基準として時価算定）が40万円を上回るもの、かつ1個または1組の価額が20万円を超えるもの

- ・現金（通貨）、預貯金証書、クレジットカード、高額貴金属、宝石ならびに美術品
- ・包装が開封済みの飲食物等（食品類、飲料、酒類）、その他温度、湿度等の管理条件が厳しいものや変質しやすいもの
- ・ガソリン、シンナー、火薬などの揮発、発火、発熱、引火等しやすいもの
- ・法令により所有または所持が禁じられているもの（大麻、覚醒剤、盗品、遺骨、遺灰、銃砲、刀剣類など）
- ・産業廃棄物、建築ガラ、ペンキ等の塗料、薬品、腐敗物、汚染物や異臭悪臭等を発しているものまたはそのおそれがあるもの
- ・動物、植物等の生物
- ・データ・ソフトウェアまたはプログラム等が記載又は記録されたCD、DVD等の媒体その他の有体物
- ・カビ、サビ、害虫、害獣等の発生しやすいもの
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずるもの
- ・レンタルボックスにおいて保存保管に適さない状態の収納物（水分を含んだもの、油脂や汗が付着したままの状態など）
- ・契約者が自己の責任において管理することができないもの
- ・他の契約者の収納物、レンタルボックス等に悪影響を与えるおそれがあるもの
- ・その他、レンタルボックスに収納することが相応しくないと当社が定めるもの

上記に該当する物品類を収納したことにより当社・他の利用者に損害が生じた場合、契約者が当該損害すべてについて法的に賠償責任を負担します。

また、上記物品類（特に貴重品・高級品）が滅失・毀損したとしても、当社は一切責任を負担しません。

なお、物品類の収納目的以外の利用（居住、事務所、滞在、飲食など）が判明した場合は、即時契約解除となります。詳しくはレンタルボックス使用契約約款第21条をご確認ください。

契約者は、屋外型トランクルームについて当社が特別に許可した場合、当社が定める諸規則等及び当社への誓約事項に従うことを条件として自動二輪車及び原動付自転車を受納することができます。

➤ 立入り・本件サービスの停止について(契約約款第22条)

当社または当社の指定する業者は、本サービス及び施設・設備の維持管理のために点検、補修、工事等を行う場合、契約者が禁止収納物を収納しているおそれがある場合、その他当社がレンタルボックスに立入る必要が生じた場合は、あらかじめ契約者の承諾を得たうえで、レンタルボックス内に立ち入り、点検修理その他適切な措置をとることができます。

➤ 届出事項の変更(報告義務)について(契約約款第15条)

契約者は、本件サービス利用のため当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、当社に対し、直ちに変更後の事項を当社所定の方法にて報告するものとします。なお、変更した事項が契約者の住所・氏名（本店・商号）である場合は、これを証する公的書面（住民票や商業登記簿謄本等）を添えて報告するものとします。

【 安心保証パック特約に関する確認事項 】

➤ 事務手数料無料サービスの例外について(安心保証パック約款第6条)

レンタルボックスのご利用開始月を1か月目として2か月目を経過せずに、変更又は追加の申込をされた場合には、無料サービスは適用されず事務手数料が発生します。

【 保険内容に関する確認事項 】

➤ 保険の付保について(契約約款第18条)

本件サービスには、当社が適当と認めた内容の損害保険が付保されており、契約者はこれを利用することができます。その内容については以下のとおりです。

火災、落雷、破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象）、盗難（警察に届出を行う盗難事故をいい、対象となる盗難事故の際における対象の破損及び汚損の損害を含みます。）、水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害。漏水や雨漏りは対象外）となります。

また、契約締結時において安心保証パックプラス特約に加入された場合、契約約款第18条に記載の保険により補償される限度額が金500,000円から金1,000,000円に変更となります。

【 コンプライアンスに関する確認事項 】

➤ 反社会的勢力の排除について(契約約款第20条)

当社および契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確認します。

- ・自ら（法人の場合は、その役職員、親会社、関係会社、主要株主を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ・反社会的勢力と関係を有していないこと
- ・自らの役員（名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
- ・自ら又は第三者を利用して本契約に関して契約約款に定める行為をしないこと

➤ 個人情報の取扱について(契約約款第26条)

当社はご提供頂いた個人情報につきましては、下記の目的及び当社の定めるプライバシーポリシーの範囲内で取り扱いさせていただきます。

- ①本件サービスの運営上必要となる事項の通知・ご連絡、アフターサービス・サポート等の対応、その他本件契約に基づくサービスの提供並びに本契約に基づく義務履行又は権利行使のため。
- ②本件サービスの対象物件・施設（第三者所有・管理のものを含む）の管理、保守、保全、修繕、緊急対応、安全管理・防犯（防犯カメラを含む）及びこれらを目的とした権利行使のため。
- ③当社並びに当社グループのサービスに関する販売推奨、アンケート調査、並びに景品等の送付を含む営業活動のため。
- ④マーケティングデータの調査及び分析、並びにマーケティング施策の検討及び実施のため。
- ⑤本条及び当社のプライバシーポリシーで定める個人データの第三者提供のため。

ご提供いただいた個人情報につきましては、前項の利用目的を達成するため、第三者である業務委託先又は業務提携先、及び本件サービスの対象物件・施設の所有者（管理権者を含む）に対し、必要な範囲内で開示する場合があります。

➤ カスタマーハラスメントに対する指針(契約約款第21条)

当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動（当社又は従業員に対する暴行・傷害・脅迫・中傷・名誉棄損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない）をとること。該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社による電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。